

七世紀木簡の国語史的意義

一 七世紀日本における漢字の普及度

歴史学の論文にはこうした述べ方はすぐわなないかもしれないが、まず言おうとするところをたとえをもつて提示してみたい。欽明朝から推古朝にかけてを明治維新时期にたとえ、天武・持統朝を明治三十年代にたとえることができるかもしれない。あるいは、七世紀後半を現代にたとえることができるかもしれない。

たとえばそうするのは、外国語の日本語への流入と、その結果起きた言語接触である。明治維新时期にはヨーロッパ系の外国語が堰を切ったように流入し、漢語への翻訳が行われる一方、文部大臣が日本語廃止論をとええるような状況を生じた。明治三十年代には、それが日本風に消化されて、外国の存在を前提とした国語施策が成立して行く。明治三十三年の『小学校令施行規則』による統一的な学校教育の開始が象徴的である。

また、現代は、それまで日本語の中で漢語が占めていた位置を英

語起源を中心とする外来語がめだつて浸食している。とくに昭和年代末期からは、外来語になり切らない外国語もどき、いわゆるカタカナ語が世に氾濫するようになった。

具体例を示そう。本稿の筆者は理論言語学の研究者たちが「クルーシャル」という術語を用いて口角泡を飛ばす場に居合わせたことがある。「crucial」は直訳すれば「決定的な」などにあたり、そこにあらわれる言語的諸要素の中で何がコミュニケーションの成立に最も重要なものとしてはたらいっているかというほどの意味で使われる。

ところが彼らの「クルーシャル」の発音は全くカタカナ式であった。なかには「*crucial*」のところを「シアル」と母音をいちいちに発音する人もあった。この単語の場合、原語のアクセントの位置がたまたま「*crucial*」にあるので、彼らの「ル」にアクセントを置く発音と一致するが、*c*の後には母音がないし *r* も *u* も日本語とは音色が異なる。彼らは脳裏に「*crucial*」という英単語を置いて日本語の発音を出力していたのである。

犬 飼 隆

彼らも、外国人と話すときには英語らしい発音をこころがけるであろうし、その能力も充分にもっているに違いない。しかし、その「クルーシャル」はもはや外国語ではない。さりとて、人口に膾炙していないから、外来語に分類される日本語でもない。こういうカタカナ語は、その多くが専門用語である。

ところで、それなら「クルーシャル」などと言わないで「言語として決定的」などと訳して使えば誰でもわかるのではないかとの議論が当然出てくる。最近、政府が官公庁におけるカタカナ語使用をいましめたことがあった。しかし、それはそれで問題をともなう。一度「crucial」という術語を身に付けてしまうと、どのように訳しても同じ意味の表現にならない。多くの語数を費やして厳密に定義すれば可能であるが実際のでない。

本稿の筆者が想起する七世紀日本の状態はこのようなものである。右記の英語が当時の漢語にたとえられ、右記の漢語・和語が当時の日本語にたとえられているのを理解されたい。

かつて、奈良時代以前の日本では少数の練達者だけが漢字を使いこなしていたとみられていた。その思い込みは今なお斯界に根強いが、平城京木簡によって識字層の広さがあきらかになり、近年は長屋王家木簡などによって漢字使用の日本語への馴化がすすんでいたこともわかってきた。⁽¹⁾ 地方木簡の出土はその全国的な広がりを証明している。本稿が述べようとするのは、それがさらに七世紀までさ

かのほることである。

七世紀木簡の「天皇」「国司」「評」「五十戸」「次米」などの語句は、八世紀の事実在即して知られていた律令の諸制度がすでに実体をもっていたことを示している。平成十一年に難波宮跡から「戊申年」(六四八)と書かれた木簡等が出土したことにより、律令制定詔に先立って大化改新直後には諸制度が実施されていた可能性が大きくなった。しかもそれは滋賀県西河原森ノ内遺跡、静岡県伊場遺跡、長野県屋代遺跡、埼玉県小敷田遺跡、徳島県観音寺遺跡などの木簡にみるとおり、地方にも及んでいた。

律令制の施行は文書行政を伴う。⁽²⁾『日本書紀』天武十一年(六八二)三月の記事に「丙午、命境部連石積等、更摩倭造新字一部四十卷」とある。この「新字」は後に伝わっていないが、この記事は、当時、官人たちの文字能力の底上げが律令整備のための重要施策の一つであったことを象徴している。以下にとりあげる数々の習書木簡は、その実践の跡を示すものである。そしてこの動きも、観音寺遺跡や屋代遺跡からの「論語」習書の出土にみるとおり、早くから地方に及んでいた。

書く能力と同時に、書かれるべき用語とその表記も整備されたはずである。たとえば日頃居住するところをさす「さと」を行政区画の翻訳語とし「五十戸」で書きあらわすように定めた。その過程では、「セミナー」を「seminar」の意味用法から逸脱して(あるいは

古義に戻って)百人規模の講演をさして使ったり、「レベル」を「level」の意味用法のうち比較した程度に限定して使うのと同様の齟齬も生じた。たとえば男性からみて近親の女性をさす「いも」を親族呼称にあてた結果、戸籍などの「妹」字は姉に相当する人もあらわしている。長屋王家木簡で「勅旨」が天皇以外の貴人の「おほみこと」をあらわしているのも軌を一にする現象である。⁽¹⁾

一方、日本語なまりの漢語がそのまま定着する場合もあったであろう。たとえば正倉院文書に重量の単位を音読した例がある。⁽³⁾木簡の多くの語句がいちいちに訓よみされたか否かは、今後に説明すべき課題の一つである。

専門用語だけでなく、文体の水準でも語彙と書記法の整備が行われ、漢字・漢文と在来の日本語との言語接触が生じたはずである。たとえば「故」の字義と対応する訓には構文中の位置によって形式名詞「ゆゑ」と接続詞「かれ」がある。「かれ」はおそらく指示語「か」に動詞「あれ」がついたもので、「そうであれば」ほどの原義である。日本語は接続詞に乏しく、いずれも他の品詞や連語からの転用である。接続助詞の類で文をつないで行くのが日本語の構文の特色であり、前文をうけて後文を引き出すのが漢文の構文の特色である。その接触によって、日本語の接続詞そのものができた可能性は小さくない。

言語施策のみならず、『日本書紀』の天智・天武・持統朝の記事

に頻出する文化諸施策は、いずれも日本律令の文化的側面の形成を示すものである。和歌の起源や天武朝にはじめられた『古事記』の編纂事情なども七世紀木簡の実態に即してとらえなおす必要がある。和歌は、在来の「うた」をもとにして政策的に整備されたものであろう。その初期の様相も、後に述べるとおり、七世紀木簡にみることができる。

なお、日本列島における漢字使用は朝鮮半島における先例を土台とした可能性が大きい。七世紀木簡はそれを検討するために重要である。また、六世紀以前の日本語の様相を知るためにも、七世紀木簡が資料となり得る。

以下、七世紀または八世紀初頭の主要な木簡をとりあげて考察する。引用する木簡の字句は、いずれも木簡学会編『日本古代木簡選』または木簡学会『木簡研究』に釈文が掲載されている。写真が示されているものもある。本稿の文中には木簡の全文をいちいちに示さないで、それらを参照されたい。

二 漢文訓読と字訓体系の成立

漢字の訓よみがいつから行われたか、まだ確かめられていない。『稻荷山古墳鉄剣銘』の「乎獲居臣」にしても、「ヲワケのおみ」と呼ぶのが普通であるが、「臣」を五世紀に訓でよんでいた証拠は

ない。解釈として奈良時代の「〇〇のおみ」の型を適用しているにすぎない。しかし、七世紀には、漢文の訓読が行われ、字訓が体系的に整備されていたことを確認できる。

漢文の訓読が行われていた確証の嚆矢となるのは昭和四十八、九年の調査で滋賀県の北大津遺跡から出土した辞書木簡（木簡学会編『日本古代木簡選』に所載の写真と釈文による）である。はじめ、下部三行目中央の「積」の下を「久皮反」という反切による字音とみて、音義木簡とされていたが、「精」の異体字に「久皮之」という訓を示したものともみるのがよい。まだよめない文字が多いが、一行目「賛」に対して「田須久」の字訓を示し、二行目「采取」は「とる」、三行目「披開」は「ひらく」という同訓字による注であろうから、全体に字訓を示した漢和辞書の習書であって、おそらく字音は記載されていない。

この訓の示し方は、『万葉集』巻五・八九四番「好去好来歌」の「勅旨反云大命」「船舳尔反云布奈能閑尔」のような例に似ている。この木簡のもとになった字書が成書として存在したとすると、山上憶良は天平五年（七三三）にこの和歌を書きとめるにあたり「船舳布奈乃部」のような項目を利用して訓注を施すことができたはずである。示された訓のなかで「証」に対して「阿佐ム加ム移母」とあるのが興味深い。「ム移母」は助動詞と終助詞だからである。逐字的な訓であれば、用言の字訓は終止形もしくは連用形で示されるはずで

ある。この訓は、この字そのものでなく、特定の漢文脈のなかでのこの字のよみ方、言い換えれば訓読の仕方を示していることになる。平安時代末期（一一〇〇頃）の『類聚名義抄』はおびただしい和訓を採録しているが、そのなかに逐字訓でなく「悠哉 オモフラム オモフカナ オモフツヤ」のように漢文訓読脈に即した訓がある。同書の訓は実際の漢文訓読例から収集されたと推定されているが、同様に、この木簡の助動詞と終助詞を含む訓も、七世紀末に行われていた漢文訓読脈から採取したものであろう。字と訓との対応から訓読された原典が推定できるかもしれないので、中国古典学の立場からの説明を期待したい。

徳島県の観音寺遺跡から出土した木簡の一つも「椿つ婆木」などの字訓を示している（『徳島県埋蔵文化財センター調査概報 第2集 観音寺木簡』に所載の写真と釈文による。『木簡研究』第二〇号にも釈文がある）。おそらく八世紀に入ってからのものであるが、七世紀の様相を知る参考になる。この「つ婆木」が国訓である点が興味深い。「椿」があらわす植物は落葉樹だが、日本の「つばき」は常緑樹である。当時すでに漢字と訓との対応が相当にすすみ、日本語に馴化した訓が成立していたことになる。

また、この木簡の植物名をあつめた記載の体裁は平安時代前期（九〇〇頃）の『新撰字鏡』に似ている。⁽⁵⁾この習書のもとになった字書があったとすれば、意味分類体をとっていたことになる。これ

は北大津の木簡とあわせて、七世紀末に日本語字書編纂の試みがなされたことを示唆するものである。

先にふれたように『日本書紀』には天武十一年に「新字」編纂が命ぜられたとある。しかし、もし完成していたなら公定の字書であったはずの同書は、後代に全く痕跡を残していない。しかるに、源順が平安時代中期（九三四）に編纂した『和名類聚抄』の序文中に、養老年間（七一七―七二四）以前のものでして『辨色立成』『楊氏漢語抄』という字書が実在したと記述され、本文中にもそれぞれ百数十ヶ所の引用がある。

この二つの字書は公史には出てこないが、『辨色立成』は漢字を意味で分類し訓を示したものであったらしい。書名は仏教用語「色」事物⁽⁶⁾が「辨」言語によって「立ちどころに成る」意である。『楊氏漢語抄』も同じような内容であったらしく、『和名類聚抄』の序文に「〔辨色立成〕と名は異にして実は同じ」とある。書名は「楊氏^{やうし}」あるいは「楊氏^{やうし}」の「漢語」についての「抄」注釈（日本語への翻訳）の意である。

観音寺の字書木簡は、おそらくこれらとつながるものである。七世紀、すでに漢文の訓読が盛んに行われていたとすれば、漢字の訓や意味用法を集めた辞書をつくり学習の便宜をはかうとしたのは自然な成り行きである。また、『万葉集』の例を示したように、漢字で日本語を書きあらわすために、字と訓との対応表をつくるこ

とに意味があったはずである。北大津と観音寺の字訓を書いた木簡はそれを裏付けている。

ところで、観音寺遺跡から出土した別の木簡が、漢文訓読が行われたことを七世紀前半にまでさかのぼって証明できる可能性を提供している。七世紀第Ⅱ四半期のものとされる『論語』「学而篇」の習書である。当時の粟国造の居館内で『論語』の教授・学習が行われていた可能性を示すものであるが、その教授・学習は訓読によって行われていたかもしれない。

というのは、この木簡の字句は今日に伝えられている『論語』の本文と若干の違いがある。誤りといつてしまえばそれまでであるが、最近、訓読を暗誦して書いて書いたために字句が変わったという試案⁽⁸⁾が出された。具体的には次のとおりである。

この木簡の左側面の冒頭「子曰 学而習時不^レ」は『論語』本文の「学而時習之不」と比べて「時習」の転置があり「之」を欠く。それに続く「自朋遠方来」も「朋自」とあるべきところが転置になっている。右に引いた試案によれば、それぞれ、「時に」の「に」の位置での返読、「之」を不読に扱う訓法、「朋有り遠方より来る」でなく「朋遠方より来る有り」とよむ訓法からきているという。この説が成り立つためには少なくとも『論語』の本文が当時も今日も同じであることの証明を要するが、尊重されるべきものと思う。

変体漢文体の字順を示す早い例として『法隆寺薬師佛像銘』の

「薬師像作」が知られているが、その直前の「造寺」は漢文の字順である。変体漢文にはこのような現象がしばしばみられる。これは、書き手の脳裏に「てらをつくり、ヤクシザウをつくる」という日本語文があり、それを文字として出力するとき、ある語句は漢文の語順と一致する字順で書き、ある語句は日本語の語序に従ったと説明することができる。⁽⁹⁾

観音寺の「論語」木簡も、書き手の脳裏に「ときにならふ」のような訓読体の日本語文があり、その出力が、漢文では動詞が先に立つという知識によって、「習時」の字順をとったのかもしれない。とすれば、これは漢文が訓読されていたまぎれもない証左である。

以上を約言すれば、七世紀末までに律令官人による漢文訓読は相当地に普及し、意義分類体の辞書・字書が作成されるほどに漢字の学習が進んでいた。そして、字と訓との対応が整備されるなかで、早くから日本独自の用法が生じていた。

三 日本語に馴化した字音体系

では字音はどうだったか。平成十年に奈良の飛鳥池から出土した木簡の一つは、八世紀に入ってからのものであるが、七世紀末の様相を知るために利用できるであろう（『木簡研究』第二号に⁽⁴⁾として掲載の写真と釈文による）。

この木簡は字音を示した字書の習書とみられる。中国の字書で字音を示すときは反切か同音注によるが、この木簡の「熊^フ汗^ナ」「連^ナ布^フ」「戀^ナ爾^フ」「蜚^ナ伊^フ」は万葉仮名で字音を注記したことがあきらかである。他は下に述べるように同音注または同音字の併記とみられる。反切を採用していないので、ここに示されているのは外国語としての中国字音でなく、当時の日本字音であろうと予想される。

万葉仮名で字音を示したもののから吟味する。まず「熊^フ」であるが、「汗^ナ吾^フ」の「汗」はウの万葉仮名としての使用実績が推古朝からあるのでとくに問題ない。「吾」はグまたはゴ甲類をあらわす万葉仮名としての使用実績が大宝二年の『筑前戸籍』などにある。「熊」の原音は末尾が子音^フでおわる。日本漢字音の字音仮名遣いではユウであるが、そのウは「東」のトウなどと同じく^フを日本語風にうけとめたものである。その^フにあてられている「吾」の字音は末尾が母音でおわる。この木簡では、後の時代のユにあたる部分の音を「汗^ナ」であらわし、^フに母音を添えて開音節化した音を「吾^グ」であらわしているわけである。

次に「連」の字音仮名遣いはサフであるが、そのフは原音の末尾の子音^フをうけとめたものである。この音注「ナ布^フ」の「ナ」は「左」の略体とみられる。「左」はサの万葉仮名としての使用実績が珍しくない。「布」はフの万葉仮名として頻用された字であり、末尾が母音でおわる。この音注も原音の末尾の子音を開音節化して

うけとめていることになる。

次に「戀」も原音の末尾が子音 *n* でおわる。音注「累^レ尔」の「累」は『木簡研究』第二二号の釈文ではこの位置が「R音の語であるうが、釈読できない(本文二六頁)」として□になっている。写真を見る限り「累」でよく、日本語のレに近い音、厳密に言えば、仮名で書きうつすとすればレをあてるのが近似的である字音をあらわしたのとして説明することが可能である。「累」の字音はルイであるが、そのルの母音ウにあたる要素と後接するイにあたる要素との接続が、レの母音エに近い音をあらわしているとみるのである。日本語の母音エ、イ乙類の起源は、ア・オ・ウとイとの接続が融合した半広または半狭の母音であった可能性が大きい(エ甲類はイ・アの接続によると考えるのが通説であったが、近年は疑問視されている)。たとえば「高市^{たけち}」はタカ・イチの縮約である。「け」の母音エは「たか」の末尾の母音アと後接する「い」が融合したものである。ウ・イの接続は日本語なら融合してイ列乙類音になるが、ラ行のイ列に甲乙の別はない。ここは漢字音の注記であるから、当時の日本語になかったラ行で半狭母音の発音をあらわしているのである。そして、「尔」は二の万葉仮名として頻用された字であり、末尾が母音でおわる。これも原音の末尾の子音に母音を付け加えて開音節化しているのである。

子音で終わる字音の末尾を必ず開音節化してうけとめているのは、

八世紀初頭までの日本における漢字音の受容に合致する。⁽¹⁰⁾ 漢字を仮借ないし万葉仮名の用法で使う場合、子音でおわる字音の末尾は、「足^{すく}尼」の「足」のように母音を添えて開音節化するか、「甲^か斐」の「甲」の末尾の *p* のように直後の類似の子音に重なるか、いずれかの処置が施されている。言い換えると、漢字音末尾に子音があれば必ず意識されていた。しかし、日本語では子音を単独で発音できないので、母音を添えて発音できるようにしていたのである。

八世紀に入ると原音の末尾の子音を無視する慣用がでてくるが、なかでは *ko* を無視する例が最も早かった。たとえば「曾」をソ乙類の万葉仮名として使った例は比較的早い時期にでてくる。その理由は単純でないが、*ko* の音色が母音に近く、直前の音節を長めに発音したように聞こえるのが理由の一つであろう。しかし、この飛鳥池木簡では *ko* も子音として認識し開音節化している。日本漢字音の古い様相を示していることになる。

万葉仮名で字音を注記したものうち残る「蜚」は発表時に話題を呼んだ。「皮伊」という万葉仮名による音注をヒイとよみ、長音表記とみなす説が出されたのである。これについては、本稿の筆者はハイとよむのがよいと考える。⁽⁴⁾ 主な根拠は、この「皮」にヒの万葉仮名としての実績がなく、ハの万葉仮名として頻用されたからである。「蜚」の原音そのものはむしろヒイでうけとめるべき類に属するが、そのなかでは中心母音がやや開口度の大きいものであるこ

と、類似の偏旁をもつ字にハイでうけとめるべき類の字音のものがあつても考慮したい。

ハイかヒイかはなお後考を待つとして、いずれにしても、当時の日本語の音韻で発音が可能であり、かつ、そのような日本語の単語は存在し得ないものである。なぜなら、当時のア行音は語頭以外の位置にたつことがなかった。唯一の例外として船の「かい」があり、「掻き」の早い音便化であるとか「い」の位置はヤ行であるとか説明が試みられている。つまり、語中尾にイをもつ発音は当時の日本語でも全く不可能ではなかったが、そのような発音は日本語の単語らしく聞こえなかったはずである。

以上を約言すれば、これらの万葉仮名による音注は、日本語化した漢語ではなく、字音を示したものである。しかも、閉音節の字音を閉音節化してうけとめている点で、日本語の音韻への適合が行われている。くだけた言い方をすれば、現代のカタカナ式英語にあたるような、当時の日本人に発音できた字音を示している。

次に同音注とみられるものを吟味する。まず表面二字目の「罷」と次の「彼」は字の大きさがあまり変わらないが、前者の字音を「彼」で注記したものであろう。この二つの字は、中国の原音では頭子音も中心母音も全く同じで声調だけが平声と上声の相違がある。日本の漢字音は漢音系の字書のような特殊なものを除いて声調の區別をしないから、これは同音注とみなしてよい。なお、後に第六節

で述べるところからすれば、この二字の当時の字音は仮名で書きうつすとすればハが最も近似的であつたかもしれない。

この「彼」の下の小さな「下」は、平川南氏の教示に従つて、「葛」の下の小さな「上」から返つて読むことを示すとみておきたい。字音から説明するのは無理なようである。「葛」には字音が示されていないことになるが、さしあたり保留するほかない。

その下の「横詠」は字の大きさからみて明らかに同音注の体裁である。この二字も、当時の日本字音では同音にみなされたと考えることができ。字音仮名遣いでは「横」がワウ「詠」がエイなので同音にならない。日本の漢音のもとになった中国の中古音（六、七世紀頃の標準音）でも、「横」と「詠」は同じグループの字音に属するが頭子音も中心母音も異なる。しかし、中国の上古音（二、三世紀頃の標準音）では字音が近似していた。頭子音と中心母音は同じで、「詠」はその間に介母音（拗音に似た要素）があり「横」はなかった。従つて、中国の原音では類音であつて同音ではない。理解のためのめやすとして、斯界に膾炙している董同龢氏の『上古音韻表稿』における復元音を示すと「横」が *ywāng* で「詠」が *ywāng* である。この介母音「*y*」の有無を認識しないのは、いかにも日本風のうけとめかたと言える。古代日本語には拗音がなかったので、古くは中国字音の介母音を無視した。たとえば「六」は介母音を無視してロクの音でうけとめている。

表面末尾の「營」と「詠」は字の大きさがほとんど同じである。

後者が前者の注でなく、当時の日本字音で同音とみなした字を並べたのかもしれない。この二つの字は、中国原音では声調が異なり中心母音も少し異なる。しかし、先にも述べたように声調の別は日本字音に反映しないときが多いし、中国古典語と比べて古代日本語は子音も母音も種類が少なかったので、中国原音で母音に相違があっても日本漢字音には反映しないときがある。これもその類である。字音仮名遣いでもいずれもエイである。

裏面の「尸之」は同音注であろう。字の大きさがあまり変わらないうが、「罷彼」と同様に見ておく。この「尸」と「之」も、中国原音では頭子音も中心母音も少し異なる。しかし、いずれも日本漢字音ではサ行子音と母音イの組み合わせにうけとめられるべきものである。字音仮名遣いでもいずれもシである。

末尾の「忤」と「懼」は字の大きさが同じなので、同音とみなした字の並記かもしれない。頭子音が「忤」は鼻濁音で「懼」は有気有声音である。その相違は「我」と「賀」の頭子音と同様である。日本の漢音では前者がガ行音、後者がカ行音にうけとめられるが、それ以前の日本字音ではいずれもガ行音にうけとめられていた。中心母音は同じであるが、「横」「詠」と同様に、「忤」は頭子音との間の介母音がなく「懼」には介母音がある。やはり、当時の日本字音では同音とみなされたであろう。

こうしてみると、この木簡の文字はすべて当時の日本字音を示している。漢字音であるが日本語音韻に馴化したもので、原音の声調に順着しないところに日常的な性格が伺われる。そして、末尾が子音でおわる字の音を必ず開音節化していること、「横」と「詠」とが同音に扱われていることからみて、この木簡が示している字音は古いものである。新来の漢音でないのはもちろん、和音のなかでも古い層のいわゆる古韓音系の字音をもとにしている可能性が大きい。そして、「焉」の下「上」と「彼」の下「下」が字を入れ替える指示であるとなると、何かこの習書のもとになった文面が存在したはずである。「横詠營詠」と「尸之忤懼」の配列の体裁が同じであるのも、何らかの下敷きになった文面の存在を予想させる。とすれば、ここにあらわれている字音は、この木簡の書き手個人の認識ではなく、一般性のあるものと考えられる。

以上を約言すれば、中国の古い時代の字音にもとづいて日本語に馴化した音よみが当時流布していたことが知られる。これが、次の節で吟味するような日常普段の万葉仮名の基盤になっていた字音であろう。字訓および漢文訓読の伝統が予想以上にさかのぼることと合わせて、七世紀日本における漢字使用の広がりや質とを訂正しなくてはならない。

四 漢字で日本語の文を書く諸様式

七世紀木簡にみる漢字運用の様相は、推古朝の遺文や八世紀初頭の
一部資料にみえるものとの一致を示す。森ノ内遺跡出土の手紙木
簡によって字訓による日本語文の実態を検討し、飛鳥池遺跡出土の
「うた」木簡、観音寺遺跡出土の「難波津のうた」木簡などによっ
て万葉仮名による日本語文の実態を検討する。

まず木簡の年代を確認しておきたい。森ノ内のものは白鳳期とさ
れ、「棕直」の語句から六八二年以前の可能性が指摘されている⁽¹¹⁾。
飛鳥池の木簡は、溝の年代からみて七世紀後半から末のもので、堆
積状態からおそらく後半、伴って出土した木簡の「さと」⁽¹²⁾がすべて
「五十戸」表記の由である。観音寺の木簡は川床出土なので微妙な
がら、おそらく六八〇年をさむ何年間かとのことである。⁽¹³⁾なお、
後にふれる飛鳥池出土の漢詩様木簡も天武朝のものである。

森ノ内木簡は「郡符のように地方での命令下達機能を有する」
一種の手紙とみられる。⁽¹⁴⁾日本語の語順にそって漢字を並べ、「者」
「而」「可」で助詞・助動詞を示した書記様態でよく知られている。⁽¹⁵⁾
本稿では今まで言われていなかった次の点を指摘したい。⁽¹⁶⁾（木簡学会
編『日本古代木簡選』に掲載の写真と釈文によるが、写真では表面が判読
できないので諸家の推定した釈文を参照して検討する。）

この木簡の漢字は、固有名詞や「博士」^{ふし}のような行政用語を別に
すれば、我々が今『万葉集』をよんでいる訓で大部分がよめる。言
い換えると、この木簡と『万葉集』の巻十六までの訓字主体表記の
和歌どもは、同じ字訓の体系によっていることが期待できる（巻の
十六までと限定するのは、巻十七以降は伴家持の個人色が濃く時代的に
も奈良時代中期以降に属するからである）。

しかし次の三字の用法は『万葉集』にない。まず表面上部の「伝
之」と下部の「反来之」の「之」は不読の文末辞であろう。これは
おそらく後に述べるように朝鮮半島の変体漢文の影響をうけたもの
である。⁽¹⁷⁾『万葉集』には「也」の不読の文末辞としての用例をみる
が「之」のそれはない。次に、上から十三字目の「故」は「馬得ぬ
ゆゑ」ともよめるが、下から五字目の「故是」の位置はその前で文
が切れているので「故」は接続詞「かれ」によむべきであろう。
『万葉集』の「故」はすべて形式名詞「ゆゑ」によまれる。接続詞
「かれ」は『古事記』等の散文系の文体に頻出する用語である。そ
して裏面一字目の「自」は「みづから」と訓むのが適切であろうが、
『万葉集』では「おのづ」に訓まれ、意味が異なる。「みづから」
の訓の根拠は『日本紀私記乙本』に求められる。おそらくこれら三
字の用法は当時の行政文書の文体にそったものであろう。

行政用語が『万葉集』にあらわれないわけではない。この木簡の
裏面にある「五十戸」が「いへ」でなく「さと」であるとするれば

『万葉集』卷十・二二五一番に「守部乃五十戸之^よ」がある。和歌の詠み手が官人であったのだから、語彙の水準でこうした混淆はあり得る。森ノ内木簡の「之」「かれ」「みづから」が『万葉集』にあらわれないのは文体の水準の相違に属するからだと考えてよい。『万葉集』の文体は固有の日本語構文により近いので、接続詞「かれ」があらわれないのである。

この相違は重要である。今見る『万葉集』の七世紀の和歌が編纂と転写を経てなお詠まれた当時の書記様態をとどめていると仮定してであるが、同じ字であつても文体によって訓が異なっていたことになる。柿本人麻呂が自己の所領や収入に関することで手紙を書いたとすれば森ノ内木簡のようなものになったであろう。その書記様態を和歌に応用することもできたであろうが、同じ字を別の意味用法で使わなくてはならない場合があつたはずである。

つとに小林芳規氏が平城京木簡と『古事記』の字訓の共通性を解明した。⁽¹⁸⁾しかし、基本的に通じるとは言え、書かれていることがらが全く異なる上に、日常普段の木簡と奏覧された『古事記』とでは書記様態に自ずと違いがある。本稿の筆者が長屋王家木簡に即して明らかにしたとおり、『古事記』は、一字の訓を原則一つに制限し、漢字の本来もつ字義を意識的に使い分けて日本語にあてるなど、極めて統一的な漢字使用を行っているが、木簡にそのような精密さはみられない。⁽¹⁹⁾森ノ内木簡の「故」が一つは「ゆゑ」もう一つは「か

れ」だとすると、長屋王家木簡の訓と字とのふりあての関係が寛容であることを想起させる。

以上を約言すれば、七世紀末には、八世紀と同じく字と訓との対応は多対多のゆるやかなものであり、すでに文体による訓の使い分けが行われていた可能性がある。

次に飛鳥池遺跡から出土した万葉仮名で日本語の韻文を書いたとみられる習書を検討する（『木簡研究』第二一号に（16）として掲載の釈文による）。裏の「久」の前の破片がその後見つかり「羅」の可能性が大きいので、書かれている末句は「：らくおもへば」であることになる。『万葉集』卷十・二〇七四番歌「天の川渡り瀬ごとと思ひつつ来しくも著し逢へらく思へば」を参照して全文を再現すれば「とくとさだめてわがおもひ こしくもしるしあへらくおもへば」のようになるか。第一、二句「とくと定めて我が思ひ」の推定が正しいければ、拍数が七、五になるので、「うた」ではあるが和歌でないことに注意を喚起しておきたい。

使われている万葉仮名をみると、表一字目の「止」はいわゆる古韓音系の字音にもとづくもので、実用の文に頻出する字である。二字目の「求」は『万葉集』卷十四・三四三〇番歌に「許求（漕ぐ）」の用例がある。中国原音で頭子音が全濁なのでグにあてるのが自然であり、この木簡の「止求（疾く）」は清濁を書きわけていないことになる。同様、五字目の訓仮名「田」も「定めて」のダにあてら

れている。また、訓仮名「田」「手」は『万葉集』では卷一から十六の訓字主体表記の和歌にあらわれるが、漢字の訓による用法と音による用法とを整然と使い分ける卷十七以降にはない。⁽¹⁶⁾ 末尾の「皮」は接続助詞「ば」にあてられているので、これも清濁を書きわけていない。

この万葉仮名の様相は、第二、三節でみた字書類の習書木簡と共通する。また、飛鳥池木簡の「伊支須」(「木簡研究」第二号掲載の釈文⁽¹⁹⁾)などの物産名や「世牟止言而」(同釈文⁽²⁾)の短い日本語文を書いた万葉仮名も共通する。地方の七世紀木簡の様相も同じである。官人たちが常日頃の業務に用いていた万葉仮名は、このような字音と字訓とを厳密に区別せず、日本語音韻とゆるやかに対応する体系だった。

そのような万葉仮名で書かれた木簡に日本語の散文を長くつづつたものは発見されていない。この事実は『古事記』が表音的に書かれた日本語文をもとにして今見る書記様態に編纂されたという説に否定的な徴証である。森ノ内の手紙木簡や飛鳥池の「世牟止言而」のような書記様態からの発展を考えるのが穏当であろう。一方、『古事記』の歌謡については、飛鳥池の「うた」木簡によって、天武朝に編纂が開始されたときの原態が一字一音式だった可能性が大きい。⁽²¹⁾

ところで、およそ出土資料にみるかぎり、八世紀に日本語の韻文

を書いたものほとんどが万葉仮名による一字一音式表記であって、字訓主体表記は皆無である。平城宮木簡に唯一つ訓字交用のものが知られていたが、近時、「難波津のうた」を音訓交用で書いた奈良時代前期の木簡が出土した(平城宮発掘調査出土木簡概報「三六」に掲載)。いずれにせよ、語形のよくわかる表音的な書記様態である。

この事実にすなおに従えば「うた」は原則として一字一音式に書かれていたということになる。七世紀の飛鳥池の「うた」木簡は、八世紀のこの状態との連続性を示している。

それらのなかに『万葉集』の和歌はみられない。部分的な語句の一致はあるが歌語が用いられた当然の結果にすぎない。飛鳥池の「うた」木簡のように、和歌の形式を為していないものもある。七、八世紀の官人にとって「うた」は日常のものであったが、それらと『万葉集』は別の世界に属していたということになる。

次に観音寺のものであるが、この「難波津のうた」木簡について本稿の筆者は多くを述べているので詳細はそれらにゆずる。⁽²⁰⁾ ここでは、地方の官人も「うた」を書いていたこと、その書記様態は飛鳥池のものなどと共通であること、そして「難波津のうた」が『万葉集』に載っていないことを改めて強調しておきたい。

出土資料中の日本語の韻文の大半を「難波津のうた」がしめるが、「⁽²¹⁾なには」などの語句を断片的に書くか、初句または第二句まで書いたものが多い。しかるに、最近公表された藤原京左京七

条一坊出土の大宝初年の木簡は末句までは揃っている(平成一三年六月三〇日付、奈良文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部の現地説明会資料による)。しかも、釈文はなお検討中で今後改められる可能性があるが、第三句「ふゆごもり」が「泊留己母利」となっている。これによって次のように考える。「咲くやこの花」を第二句と末句で繰り返すのはかけ合い形式でうたわれたことを示す徴証であるが、諸行事ごとに語句をとりかえて、歌手あるいは合唱隊が全文をうたい、部分的に満場の者が唱和する「うた」だったのではないかと。

なお、飛鳥池から出土した漢詩様木簡にもふれておく(『木簡研究』第二号に37として掲載の釈文による)。五言詩に似せて書いたことは瞭然であるが、漢詩の規則を全くふまえていない。稚拙ながら漢詩の制作を試みたとの理解は、*Fish or beetle?* と問われ *I am a fish.* と答える類の現象と考えるのであろうか。これを *lucky* や *rich* から「オタッキー」を造語する類とみて「うた」を漢詩めかして書いたもの⁽²⁰⁾、というのが本稿の筆者の試案であった。

これに対して、平成十二年度本学会大会の質疑で新川登亀男氏らより「千字文」の字句との関係が指摘された。表側の「白馬鳴向山欲其上草食」については「千字文」の第三十三―六句「鳴鳳在樹白駒食場 化被草木 類及萬方」の影響があらかである。飛鳥池の別の土坑から「千字文」と書いた木簡が出土しているし、さらに別の土坑から出土した木簡の「推位讓国」は寺崎保広氏によって

「千字文」の語句かと推定されている⁽²³⁾。この漢詩様木簡との関連を想定することに不自然はない。

とすれば、この木簡は日本語文を書いたのではなく、漢字学習の一端を示すものであることになる。しかしなお裏側の「女人向男咲相遊其下也」は説明できない。あるいは「千字文」の儒教的な内容に触発された戯文かとも想像する。牽強付会はひかえるが、書き手の脳裏に在来土俗的な「うた」を予想し、日本語の韻文を漢字の訓で書くに至る過程を知るための手がかりになる可能性を留保しておきたい。

以上を本稿の主旨に立ち戻って約言すれば、七世紀末の日本において、字と訓との多対多の対応が体系的に整備され、日本語音韻とゆるやかに対応する万葉仮名体系が広く用いられていた。それらによって漢字で日本語の文を書くいとなみはすでに日常のことであった。そしてその書記様態にはさまざまな様式があった。

五 朝鮮半島の漢字使用とのかわり

七世紀日本の漢字使用にこれまでみたほどの広がりがあった理由は、朝鮮半島において固有語に適合した訓よみ音よみの実験が行われ熟成したものが、日本列島にもちこまれたからではなからうか⁽²⁴⁾。これについても、七世紀木簡によって、実証の域に達する展望がひ

られつつある。

たとえば、いわゆる「前白木簡」について、その起源が半島に由来する可能性が指摘されている。藤原宮木簡に類出し奈良時代に入ると急速に廃れるこの形式は、公式令になく、口頭による文書伝達の伝統をうけたものかとの理解もあり、⁽²⁵⁾中国六朝に例があるのでその影響を受けたとも解されていた。⁽²⁶⁾

これについて、韓国二聖山城の七世紀初頭新羅の遺跡から出土した木簡に「道使村主前」の用例が発見されたことによって、朝鮮半島における先行使用が明らかになった。⁽²⁷⁾この事情を想定すれば、七世紀までに半島から列島へ輸入されて盛んに用いられた書式が、中国直輸入の律令制に従った書式の整備につれて衰退したと無理なく説明できる。今後、韓国出土の木簡との比較がすすめば、こうした徴証は増加するであろう。

本稿ではさらに次の二つについて述べる。まず文末辞としての「之」の使用である。「之」は漢文においては指示代名詞であるが、文末の「也」と同様に用いられた例も古くから中国にある。そして、朝鮮半島において固有語風に馴化した変体漢文には「之」の文末用法が極めて多いのである。好んで用いられた理由は、「之」の字音が古代の朝鮮半島で話されていた固有語の動詞終止形語尾に合致したからであると言われている。⁽²⁸⁾実際の用例は文末の体言に付いているものもあり、文の終止をあらわす字として普及していた。

最初の節に述べたように欽明朝から近代的な行政が施された際、半島から渡来した人たちが文書作成にたずさわり、その変体漢文の様式を伝えたであろうことは想像に難くない。おそらく現代と同じく半島と列島の言語は文法が酷似していたから、半島の固有語に即した変体漢文を列島の固有語に適応させるのは容易だったはずである。そのとき、この「之」の用法も伝えられたのであろう。

先にふれた森ノ内遺跡の手紙木簡にもこの「之」の用法がみられる。「掠直伝之」と「我者反来之」は、訓読すれば「つたふ」「かへりこし（過去の助動詞「し」は文意により補読）」であり、「之」は不読の文末辞となる。後者を指示代名詞としてはよめない。

さらに、この木簡の「之」の文末用法は「也」と組み合わせ用いられた可能性がある。裏面前半の「自舟人率而可行也」で文意が大きく切れる。それまでは稲の運搬に関することがらが述べられ、この後は在処が述べられている。原文の文字列では「也」の後に空格が施されている。つまり、「之」と「也」は文意の切れ目の程度差に対応している。こうした「之」が文末で「也」が文章末という使い分けも、朝鮮半島における固有語に馴化した変体漢文にみられる傾向である。⁽¹⁷⁾

森ノ内の木簡の書き手が渡来系の人であったか否かは重要でない。七世紀末の官人の普段の漢字使用に朝鮮半島系の用字のあらわれている点が肝要である。そして、先にも述べたように、この「之」の

用法は『万葉集』にみられない。

次に金属類の重量を示す「鎰」を「かぎ」の意で使う慣用について述べる。八世紀新羅の雁鴨池から出土した鍵の刻字に「東宮衛鎰」などあり、これは『和名類聚抄』に「今案俗人印鑰之処用鎰字非也」と記述されている慣用の源流にあたる可能性がある。そのような目でみれば、二条大路木簡にも「東門鎰」の例がある。また、本稿の筆者は実物を確認していないが、飛鳥池木簡にも例があると聞く。⁽²⁹⁾とすれば、この慣用は七世紀末から八世紀はじめには成り立っていたことになる。今後、韓国で雁鴨池以外にも発見されるであろうし、日本列島でこの慣用がどの時期までさかのぼるものか確認する必要がある。その対比によって詳細がはっきりになるであろう。

また、この「鎰」を「かぎ」の意で用いる慣用は、「鑰」の異体字「鑰」を行草体に書きくずしたことから生じた可能性がある。出土物のみならず正倉院文書にも「鑰」と「鑰」との中間的な字形を示す例が少なくない。⁽²⁸⁾平成十二年度本学会大会で報告された長岡京東院出土木簡の釈文に「鑰」と翻字されたもののなかにも、むしろ「鑰」とすべきものがみられた。行草体をとおして別字が紛れる現象はしばしば生ずるところであり、雁鴨池の出土例を知る以前は、本稿の筆者は日本で生じた現象と予想していた。これについても、半島側の字形がどのようなものであるか注目したい。

一般に、日本における漢字の用法は中国の本来の意味・用法とのがずれがある。「鮎」などがよく知られているが、子細に見ると類例は多い。日本の変体漢文で「者」を助詞「は」にあてる慣用も、中国における「者」の意味・用法を拡大解釈したことになる。こうした現象について、従来は日本と中国を直接に比較するのが常であったが、今後は朝鮮半島の経由を考慮に入れなくてはならない。七世紀の木簡は半島からの影響を色濃く残しているため、それを実証するためのよき資料となる。

八世紀に入ってからのは漢字の使用が日本風にこなれてしまふ。たとえば、尊敬の補助動詞としての「賜」も朝鮮半島からもたらされた可能性があるが、日本列島では「給」におきかえられて行く。その理由は、半島では固有語の発音が「賜」の字音に近似していたが、列島ではその支えがなくなったからだ指摘されている。⁽¹⁷⁾

六 六世紀以前の日本語を知る手がかり

従来、六世紀以前の金石文などを釈読する際は、八世紀の中央語をあてはめて考えるほかなかった。七世紀木簡は、七・八世紀の地方語や六世紀以前の日本語を知る手がかりになるかもしれない。万葉仮名「皮」を例にとつて若干の展望を述べる。

これまでにとりあげた七世紀木簡にはハの発音をあらわす万葉仮

名としての「皮」の使用が目立つ。『法隆寺金堂多聞天像光背銘』の天地逆の位置に刻まれた「汙久皮臣」を東野治之氏が『日本書紀』欽明五年三月条に所引の「烏胡跛臣」にあたる「うくは臣」とよんだのをきつかけにして、用例が七世紀の出土資料に全国的に見出されるようになった。

この万葉仮名が使われる環境は次の四つの特徴をもつ文字列である。字形の簡単なものを選ぶ傾向が強く、基盤とする漢字音は呉音より古い古韓音であり、訓仮名の純粹に表音的な用法が音仮名と同じ居し、日本語の清濁を書きわけない。たとえば飛鳥池の「うた」木簡の「止」が第一と第二の特徴に該当し、「田」が第三と第四の特徴に該当する。これが日本列島に古い時期から定着して日常普段の場で使われていた万葉仮名体系の様相であった。「止」は、七、八世紀にはもともとなる字音がト乙類に適さなくなっていたが、第一の特徴によって日常普段の場で使い続けられ、仮名「と」「ト」の字源になる。

このハの発音にあてられた「皮」は「波」などの略体であった可能性がある。右記の第一の特徴によって、「牟」を「ム」に略してムの万葉仮名として使った例が、先にあげた北大津の辞書木簡をはじめ出土資料にしばしばみられ、大宝二年の『美濃戸籍』にもある。いまだに字源がわからない「つ」の古体も同じである。

しかし、同じく第一の特徴と第二の特徴によって、「皮」がこの

字体の漢字による万葉仮名であった可能性もある。同じ旁をもつ「波」「破」「坡」などから知られるように、中国の上古音（一、三世紀頃の標準音）では、「皮」の中心母音は日本語のアに近いものであった。その後、字音が変化し、頭子音と中心母音の間に介母音をもっていた「彼」「披」「皮」などの字は、日本語のイ列乙類に近い音に変わったのである。⁽³¹⁾ 古い時代の日本漢字音で介母音が無視されていたことは、先に第三節で述べた。ただ、「皮」の頭子音は両唇音の有気有声であり、この頭子音の字には「夫」「菩」のように日本字音でバ行音にうけとめられたものもある。しかし、文字列全体が日本語の清濁を書きわけない環境では支障にならなかったと考えてよい。この万葉仮名として頻用された「比」も同じ頭子音である。もし「皮」が略体でなかったとすると、六世紀以前の日本語の音韻体系およびその表記体系に問題がつかえる。五、六世紀の日本語を知る資料としては今のところ『稻荷山古墳鉄剣銘』などの金石文がわずかに存在するのみである。それらの仮借の用法の漢字は当然ながら古い字音によっているはずであるが、この「皮」と類似の字音の「坡」が『稻荷山古墳鉄剣銘』に使われている。表面四〇字目の「多加坡次獲居」と裏面六字目の「加差坡余」である。

この「坡」を新しい字音によってト乙類によむ説もあるが、それは日本語の内部徴証の観点からも容認し難い。イ列乙類の音韻は単語の末尾にたつという制限があるので、それぞれ「たかひ十し」

「かさひ十よ」という語構成の人名を想定しなくてはならなくなる。それらは日本語として自然な解釈が難しい。「坡」は中国の上古音（二、三世紀頃の標準音）では、「皮」と頭子音が少し異なるが中心母音は同じである。頭子音は両唇音の有気無声であるから日本語音ではハ行音にうけとめられる。従って、やはり「坡」はハとよみ、

「たかはし」「かさはよ」という人名を想定する方が説明しやすい。

ところで、問題はそれにとどまらない。「稻荷山古墳鉄剣銘」の表面一八字目の「意富比塙」を「おほひこ」または「おほひく」とよみ「大彦」に解釈することがある。『日本書紀』神功皇后撰政四七年四月条などに所引の「朝鮮資料」に日本語の「彦」にあたる位置を「比跪」と書いた例があるのがその裏付けとされる。

しかし、この「塙」は中心母音が「坡」と同じである。頭子音との間に介母音をもつが、再三述べたとおり古い時代の日本語音では無視される。これにすなおに従えば、この仮借の文字列は「おほひか」とよまなくてはならない。「おほ」は「大」であろうから、「ひか」にあたる日本語として自然なものを考えることになる。「朝鮮資料」の「跪」も「塙」と中心母音が全く同じで頭子音が無気と有気の小有であるから、これも「ひか」になる。

これについて本稿の筆者は、日本語音韻において古くは母音アとオの区別がなく、七、八世紀の母音体系におけるオ列甲類音は起源的にはウ列音であったという仮設による試案をもっている。⁽³²⁾この当

時の「彦」は八世紀のヒカゝヒクゝヒコ（甲乙の別なし）のいずれにもなり得る発音だったと考えるのである。その仮設によれば、五世紀以前の日本語の母音体系は、アゝオ・ウ・イ（甲類）の3音素4単音に加えて、広母音と狭母音の連接が融合してイ乙類とエ（甲乙の別なし）が生産されつつあったことになる。

右記の当否はさておき、このようにして、字音を整合的に整理し、書きあらわされている日本語の音韻体系をそれに対応させることよって、いままでわからなかった六世紀以前の様相が解明できる可能性がある。ここではハの万葉仮名「皮」のみを切り口としたが、微証として期待されるのは七世紀以前の半島と列島の出土資料である。右記の拙案は『日本書紀』所引の「朝鮮資料」から多くを得ているが、それらは第一次資料として信用できるものか疑問である。出土資料による検討が可能になる日を待ちたい。この問題に関しても、八世紀に入って用法がこなれた資料はかえって使い難い。

おわりに

つとに故阪倉篤義氏が平城京木簡の「意夜志」を取り上げて「同じ」の語形に「おやじ」と「おなじ」が併存したことを明らかにした。⁽³³⁾『万葉集』にわずかにあらわれる「おやじ」を「おなじ」の古語とみた旧見が、出土資料によってくつがえされたのであった。こ

の論考は、研究史的にみれば、上代日本語のとりえ方に階層的な視点をもたらした意義があり、国語学が考古学・歴史学との学際によって得た貴重な成果であった。本稿はその視点と方法を継承するものである。本稿の表題に掲げた「国語史」は、日常普段に読み書き話された日本語に視点を置いた歴史をさす。

学際研究において、専門外の者が与えられた所説の可否を判断するのは難しい。一つの意見が専門外では「定説」化するくらいがある。特定の問題に関して述べたものが一般論としてうけとられるときもある。本稿に述べたところは、一個人が現時点で利用できるかぎりの事実にもとづいて考えた一見である。新たな事実や思い浮かなかった視点が出てくれば目を背けることなく考え方を訂正する所存である。大方の教えを請いたい。

注

- (1) 東野治之「長屋王家木簡の研究」など参照。
- (2) 館野和己「律令制の成立と木簡―七世紀の木簡をめぐって」(『木簡研究』第二〇号) など参照。
- (3) 『時代別国語大辞典 上代編』八五〇頁に指摘。
- (4) 平川南編『古代日本の文字世界』参照。
- (5) 拙稿「日本の辞書の起源」(『月刊しにか』一一卷三号) 参照。
- (6) 中田祝夫「日本の古辞書」(『古語大辞典』卷末付録) による。
- (7) 『徳島県埋蔵文化財センター調査概報 第2集 観音寺木簡』二二頁。

- (8) 瀬間正之「上代漢文訓読の一端」(『季刊 悠久』第八六号)。
- (9) 西條勉「古事記の文字法」第十一章など参照。
- (10) 有坂秀世「入聲韻尾消失の過程」(『国語音韻史の研究』)、拙稿「有韻尾字による固有名詞の表記」(『木簡研究』第二一号) など参照。
- (11) 木簡学会編『日本古代木簡選』解説による。
- (12) 平成十二年度本学会大会の会場における寺崎保広氏の口頭説明による。
- (13) 平成十二年度本学会大会の会場における徳島県埋蔵文化財センターの藤川智之氏の口頭報告による。
- (14) 鐘江宏之「七世紀の地方木簡」(『木簡研究』第二〇号)。
- (15) 稲岡耕二「国語の表記史と森ノ内遺跡木簡」(『木簡研究』第九号) は、はやく国語史の問題として論じたものとして知られているが、他の資料との関係に字数をそそぎ、この木簡自体についての分析は「表語文字の羅列式の和文」にとどまる。七世紀木簡の文体全般、それらと宣命体とのかわりなどについては、小谷博泰「上代文学と木簡の研究」における考察が詳細で当を得ている。
- (16) 詳細は拙稿「和歌を漢字で書く」(『高岡市万葉歴史館叢書 13 家持の争点Ⅰ』) を参照。
- (17) 藤井茂利「古代日本語の表記法研究―東アジアに於ける漢字の使用法比較―」参照。
- (18) 小林芳規「字訓史資料としての平城宮木簡」(『木簡研究』第五号)。
- (19) 拙稿「文字言語としてみた古事記と木簡」(『古事記研究大系 11 古事記の世界(下)』)。
- (20) 拙稿「観音寺遺跡出土和歌木簡の史的位置」(『国語と国文学』平成十一年五月号)、「声の記録と文字による表現」(『上代文学』第八十四号)、「律令官人が歌を書く」(『書くことの文学』) など。
- (21) 川崎晃「越」木簡覚書」(『高岡市万葉歴史館紀要』一一号) に網

羅的な調査の記述がある。

- (22) 西條勉「文字出土資料とことば」(『国文学 解釈と教材の研究』第40巻10号) 参照。
- (23) 『木簡研究』第二二号二五頁。
- (24) 河野六郎「古事記に於ける漢字使用」(『河野六郎著作集3 文字論・雜纂』など参照)。
- (25) 早川庄八「公式様文書と文書木簡」(『日本古代の文書と典籍』)。
- (26) 東野治之「木簡に現れた『其の前に申す』という形式の文書について」(『日本古代木簡の研究』など)。
- (27) 李成市「韓国出土の木簡について」(『木簡研究』第一九号) 参照。
- (28) 拙稿「文字言語の研究課題」(『神戸大学教育学部研究集録』第八七集) 参照。
- (29) 平成十二年度本学会大会の会場における寺崎保広氏と今泉隆雄氏の教示による。
- (30) 東野治之「法隆寺四天王光背銘の『片文皮臣』」(『MUSEUM』三八八号)。
- (31) 平城京左京一条三坊出土の天長年間の「難波津のうた」習書に二カ所「仁彼」とあるのは、「彼」の字音がと乙類に近いものに変化した後にもハの万葉仮名として使われるときがあったことを示すかもしれない。
- (32) 拙稿「万葉仮名『皮』をめぐる――万葉仮名前史試論――」(『上代語と表記』)。
- (33) 阪倉篤義「国語史資料としての木簡」(『国語学』第七十六集)。